

答 申 書
(答申第66号)
平成19年11月28日

1 審査会の結論

別紙1に掲げる開示請求に対し、顛末書及び理由書等を不存在としたことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、別紙1に掲げるとおりである。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、顛末書及び理由書等（以下「本件文書」という。）については、実施機関が作成していないことを理由として、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき公文書不存在通知（以下「本件処分」という。）を行った。

なお、本件諮問事案に係る8件の異議申立ては、同一人からの開示請求であって、消防法（昭和23年法律第186号）第14条の3の2及び危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第62条の4の規定に違反したことによる本件文書に係るものであることから、当審査会は併合して審議することとした。

異議申立人は、本件処分を取り消し開示することを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関は、次のとおり主張する。

消防法第14条の3の2及び危険物の規制に関する規則第62条の4により、地下重油タンクの定期点検は1年に1回以上行わなければならないと規定されている。

実施機関においては、1年以内に点検を行うように努めているが、ボイラー設備は、施設の特異性から24時間稼働させているため、1号、2号の両ボイラー共に修理のない時期に点検日を設定する必要があること、また、点検を効率的に実施するため、重油地下タンクの残量を点検日に合わせて調整する期間も必要であることから、結果として1年を超えて実施する年が生じたものである。

以前、消防署に口頭で確認したところ、点検期間が概ね1年であり、上記事情により1か月程度を超えて点検を実施しても止むを得ないものとして認められていたことから理由書等は作成していないものである。

また、顛末書は、道及び道民に損害を与えるような不祥事や事故が発生した場合に、お詫びをするための文書であり、事態の経過などの一部始終を報告し、今後の防止策や改善策に生かすために作成するものであるが、前年度の点検実施日から1年を超えて点検を実施したことは、事件、事故ではないことから作成していないものである。

イ 当審査会としては、実施機関が消防署に口頭で確認したところ、点検期間が概ね1年であり、ボイラー設備の修理時期との調整及び重油地下タンクの残量調整によ

り1か月程度を超えて地下重油タンクの定期点検を実施しても止むを得ないものとして認められていたとの実施機関の主張から、実施機関が定期点検を実施した日の妥当性はともかくとして、実施機関には、本件文書を作成する事務処理上の義務があったとまでは認められない。

したがって、実施機関の本件文書を作成していないとの主張については、不自然とまでは言えないものであり、実施機関が本件文書を不存在としたことは妥当であると判断する。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成19年8月3日	○ 諮問書の受理（諮問番号64） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書）の提出
平成19年8月6日	○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成19年9月11日 （第二部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成19年10月22日 （第二部会）	○ 審議
平成19年11月26日 （第25回審査会）	○ 答申案審議
平成19年11月28日	○ 答申

別紙 1

本件諮問事案に係る開示請求の内容

- ① 平成17年9月16日実施から1年を過ぎて、平成18年10月3日実施した北海道立衛生研究所における地下タンク貯蔵所定期点検記録（1号タンク27.0kℓ）が、消防法第14条の3の2及び危険物の規制に関する規則第62条の4の規定に違反したことによる顛末書及び理由書等
- ② 平成17年9月16日実施から1年を過ぎて、平成18年10月3日実施した北海道立衛生研究所における地下タンク貯蔵所定期点検記録（2号タンク27.6kℓ）が、消防法第14条の3の2及び危険物の規制に関する規則第62条の4の規定に違反したことによる顛末書及び理由書等
- ③ 平成16年9月15日実施から1年を過ぎて、平成17年9月16日実施した北海道立衛生研究所における地下タンク貯蔵所定期点検記録（1号タンク27.0kℓ）が、消防法第14条の3の2及び危険物の規制に関する規則第62条の4の規定に違反したことによる顛末書及び理由書等
- ④ 平成16年9月15日実施から1年を過ぎて、平成17年9月16日実施した北海道立衛生研究所における地下タンク貯蔵所定期点検記録（2号タンク27.6kℓ）が、消防法第14条の3の2及び危険物の規制に関する規則第62条の4の規定に違反したことによる顛末書及び理由書等
- ⑤ 平成15年9月10日実施から1年を過ぎて、平成16年9月15日実施した北海道立衛生研究所における地下タンク貯蔵所定期点検記録（1号タンク27.0kℓ）が、消防法第14条の3の2及び危険物の規制に関する規則第62条の4の規定に違反したことによる顛末書及び理由書等
- ⑥ 平成15年9月10日実施から1年を過ぎて、平成16年9月15日実施した北海道立衛生研究所における地下タンク貯蔵所定期点検記録（2号タンク27.6kℓ）が、消防法第14条の3の2及び危険物の規制に関する規則第62条の4の規定に違反したことによる顛末書及び理由書等
- ⑦ 平成14年9月3日実施から1年を過ぎて、平成15年9月10日実施した北海道立衛生研究所における地下タンク貯蔵所定期点検記録（1号タンク27.0kℓ）が、消防法第14条の3の2及び危険物の規制に関する規則第62条の4の規定に違反したことによる顛末書及び理由書等
- ⑧ 平成14年9月3日実施から1年を過ぎて、平成15年9月10日実施した北海道立衛生研究所における地下タンク貯蔵所定期点検記録（2号タンク27.6kℓ）が、消防法第14条の3の2及び危険物の規制に関する規則第62条の4の規定に違反したことによる顛末書及び理由書等